

令和3年第3回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和3年6月11日

招集年月日	令和３年６月　４日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開　会	令和３年６月　４日午前１０時１１分			議　長	中本　正廣	
	閉　会	令和３年６月１１日午後　０時０１分			議　長	中本　正廣	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議　席 番　号	氏　　　　　名	出席等 の　別	議　席 番　号	氏　　　　　名	出席等 の　別	
	１	角　田　伸　一	○	７	影井　伊久美	○	
	２	斉　藤　マユミ	○	８	田　島　　　清	○	
	３	佐々木　道則	○	９	矢　立　孝　彦	○	
	４	小　島　俊　二	○	１０	津　田　　　宏	○	
	５	末　田　健　治	○	１１	佐々木美知夫	○	
	６	大　江　厚　子	○	１２	中　本　正　廣	○	
会議録署名議員	３　番		佐々木　道則		４　番		小　島　俊　二
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		河　野　　　茂		書　記		小　田　和　子
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	町　　　　　長		橋　本　博　明		教　育　　　長		二　見　吉　康
	副　　町　　長		小　野　直　敏		病院事業管理者		平　林　直　樹
	総　務　課　長		長　尾　航　治		教　育　次　長		園　田　哲　也
	総務課主幹		三　井　　　剛		教　育　課　長		瀬　川　善　博
	会　計　管　理　者 （会計課長）		児　玉　裕　子		安芸太田病院 事務長		栗　栖　香　織
	加　計　支　所　長 兼加計支所住民生活課長		金　升　龍　也		—		—
	簡　賀　支　所　長 兼簡賀支所住民生活課長		片　山　豊　和		—		—
	企　画　課　長		二　見　重　幸		—		—
	税　務　課　長		沖　野　貴　宣		—		—
	住　民　課　長		上　手　佳　也		—		—
	産業観光課長		菅　田　裕　二		—		—
	建　設　課　長		武　田　雄　二		—		—
	健康福祉課長		伊　賀　真　一		—		—
	衛生対策室長		森　脇　　　泰		—		—
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和３年第３回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程（第４号）

令和３年６月１１日

日程	議案等番号	件 名
第 1	議案第 45 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2	議案第 46 号	安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定について
第 3	議案第 47 号	安芸太田町環境保全審議会条例の一部改正について
第 4	議案第 48 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
第 5	議案第 49 号	安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第 6	議案第 50 号	工事請負契約の変更について
第 7	議案第 51 号	令和３年度安芸太田町一般会計補正予算（第１号）
第 8	議案第 52 号	令和３年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第 9	議案第 53 号	令和３年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第 10	議案第 54 号	令和３年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第１号）
第 11	発議第 2 号	安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について
第 12	陳情第 8 号	日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める要望について
第 13	発委第 1 号	日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出について
第 14		閉会中の継続審査について
第 15		閉会中の継続調査について

会議に付した事件

令和３年６月１１日

	諸般の報告
議案第 45 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第 46 号	安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定について
議案第 47 号	安芸太田町環境保全審議会条例の一部改正について
議案第 48 号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
議案第 49 号	安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第 50 号	工事請負契約の変更について
議案第 51 号	令和３年度安芸太田町一般会計補正予算（第１号）
議案第 52 号	令和３年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第 53 号	令和３年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第 54 号	令和３年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第１号）
発議第 2 号	安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について
陳情第 8 号	日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める要望について
発委第 1 号	日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和3年第3回定例会
(令和3年6月7日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第45号

○中本正廣議長

日程第1、議案第45号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。はい。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明いたします。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。総合整備計画書は、次のページに記載しているとおりでございます。井仁中ノ原辺地における総合整備計画を定めるものでございます。辺地の概況につきましては記載のとおりでございます。2番目、公共的施設の整備を必要とする事情の概要ですが、こちらは井仁棚田交流館の老朽化に伴い、屋根等の塗装改修を行うことにより交流活動を促進するものでございます。3番の公共的施設の整備計画につきましては、下表のとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わりますこれから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第45号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定についてを起立により採決します。議案第45号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第45号辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決しました。

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

○中本正廣議長

日程第2、議案第46号、安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定についてから、日程第5、議案第49号、安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまでの4件

についてを一括議題とします。議案の説明は先日町長により行われておりますが追加説明があれば受けます。はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第46号、安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定について説明申し上げます。この条例の内容につきましては、内黒山財産区財産の管理及び処分につきましては、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例と、安芸太田町財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例の例により、これを行うものでございます。なお、本年4月から管理会方式に移行し、新体制による管理会を5月24日に開催し、同条例について同意を得ております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第47号、安芸太田町環境保全審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。令和3年4月の機構改革に伴いまして、安芸太田町環境保全審議会の所管課の名称を、住民生活課から住民課に変更するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。失礼します。議案第48号、安芸太田町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。このたびの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります、介護保険料の減免基準の追加が必要なことから、条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、附則に、減免の基準等を改めて定めるものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

はい、森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。議案第49号について説明させていただきます。安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。本年10月より、し尿収集業務を委託から許可に移行するにあたり、し尿くみ取り手数料の規定を別表から削除するものでございます。以上です。

○中本正廣議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。まず議案の番号、議案番号言って質問してください。はい、大江議員。

○大江厚子議員

47号です。改正については了承してはるんですが、この安芸太田町環境保全審議会条例を見ますと、目的とかいうのが書いてないんですね。おそらく、環境基本法の規定に基づき設置ということなので、それに準ずると思うんですが、そうなるのかなりの環境に関しての事業がね網羅されていると思うんですね基本法のほうは。今回風力発電で、かなりの土地の改変、それによる影響が人的にも、それから自然環境的にも大きいと思うんですね。これまでは審議会開かれてないということなんですけど、これから審議会を開いて、そこでも、風力発電について審議、検討される予定があるのかどうかお伺いします。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第47号について御質問いただきました。この審議する内容についてです。議員の御指摘のとおり環境基本法のほうにこの規定のほうがありまして、市町村の区域における環境の保全に関して基本的事項、こういったものを審議、審査させるということで、この法に関してもですね、具体的にはどういったことを審議しなさいということが、特に定めておりません。町ではこれまでですね環境に関する、基本計画でございますとか個別の基本計画、そういったものを、この審議会のほうで御審議、答申等いただいていたところでございます。議員の御指摘もございますような風力発電事業についてですね、これをこの審議会でもどのように扱うかという御質問でございますが、このことについてですね、その審議会において情報提供でございますとか、意見の伺ったりとかですね、そういったことは必要なというふうには考えておりますので、今後機会を見まして、そういったところで皆様方の御意見をいただいたりという

ことは考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。はい小島議員。

○小島俊二議員

議案第49号なんですけど、10月から許可に移行するということでございますが、許可になると使用料について、行政の手を離れるということになりますので、先ほど、現在使用者の方についてはチラシを配って理解を得るとのことなんですけど、今後改定の可能性もありますんで、その辺を決まってからじゃなしに、早めに議会のほうへ情報提供をしていただくようお願いしたいと思います。それとその辺の今後の改定については、見込みはどんなものでしょうか。以上です。

○中本正廣議長

はい、森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。料金の改定につきましてはですね、当面、現在の利用料金をそのまま維持するというところでございますが、昨年の12月数にし尿処理料金の改定を行う際の町への意見提出等に係る要綱というのを定めておりまして、その中にですね、その中にもし業者のほう料金を改定する場合、あるいは改定が必要と思って改定をする場合には、町長のほうに意見を求めるという一文を設けてございますので、その折には何らかの相談なり、協議があらうかと思っております。とりあえず、今年10月から許可のほうに移行しますが、たちまち、今年度当面の期間は現在の料金を維持するという予定でございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。はい。矢立議員。

○矢立孝彦議員

議案第47号ですね、環境保全審議会条例の一部改正でございます。平成16年の制定ですよ。かなり今、環境に関する環境というのはですね、世界的にあるいは全国的にも変わっておりますし、国の施策あたりでもですね、当時とは相当違っておるということです。現在のこの条例については、審議会を設置するという組織条例になっておるんですね。この程度の構えではですね、なかなか難しいと今、対応がですね。したがって、全国事例からすれば、当該市町村の、環境保護、環境保全及び調和のとれた地域振興をですね、包含した条例を一本立てて、それから施策の展開をしていく、いわゆる組織条例でなしに、施策条例に転換しておる環境ですね。2050年の問題もあつたりするしですね、そういうふうなことを、先般3月の定例議会において議会のほうからは、主体的な取組というのを求めているわけですね。したがって、今回の一部改正はさることながらですね、早急にそういう、うちの町のスタンスというのはですね、条例の中に組み込み折り込んだものを体系的に、条例、施策としてですね、設置をすべきだろうということを申し上げて、町長の所感をちょっとお聞き願います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。矢立議員から御指摘いただきました。御指摘のようにですね、当時、環境についての大きな関心が高まる中で、こういった審議会条例という形で決まっておりますけれども、今回の風力発電も含めて、例えば一部、自治体については大型のそういった公共事業なり、あるいは自然をある意味、改変をして開発をする場合については、改変、それに当たっての基準なりですね、あるいは果たすべき役割みたいなことを、各自治体ごとに定めているような流れもあるということは承知をさせていただいております。まさに今回、風力発電事業の中でですね、本町においても、そういった町独自の条例というものは、必要性が増してきているのではないかと考えております。今後しっかりと研究をさせていただきながら、本町において必要な、まさに環境を維持する、あるいは、地域の振興とのバランスも含めてですね、取り組んでいけるような、そういう条例について、今後制定に向けてしっかりと調査、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第46号から議案第49号までを別々に行います。議案第46号、安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第46号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第46号、安芸太田町内黒山財産区財産の管理及び処分に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

議案第47号、安芸太田町環境保全審議会条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第47号、安芸太田町環境保全審議会条例の一部改正についてを原案のとおり可決しました。

議案第48号、安芸太田町介護保険条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第48号、安芸太田町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第49号、安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第49号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第49号、安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第50号

○中本正廣議長

日程第6、議案第50号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。議案第50号、工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。次のとおり、工事請負契約の締結をしたいので、安芸太田町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。契約の目的、町道辺森線法面補修工事、変更事項、契約金額の変更、4,587万円を5,157万3,500円に増額する。契約の相手方、安芸太田町大字下筒賀1152番地1、株式会社竹下建設代表取締役、竹下和志。以上です。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。角田議員。

○角田伸一議員

はい。この町道辺森線法面補修工事ですが、工期がですね、6月30日までとなっております。このたび工事変更してですね、570万ばかりのですね増額をして、期間内の工事完了は可能なんでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。部分的な工事の変更なので並行して進めさせていただいておりますが、その工事の増額分について、工期の期間内で完了が見込めております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号、工事請負契約の変更についてを起立により採決します。議案第50号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第50号工事請負計画の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第51号

○中本正廣議長

日程第7、議案第51号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい。それでは議案第51号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。御手元の議案のとおり、まず第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ7,329万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億6,529万2,000円と定めるものでございます。恐れ入ります、1枚めくっていただきたいと思います。資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、国庫支出金として4,777万3,000円のほか、基金繰入れ、具体的には財政調整基金でございますけれども、その基金について2,551万9,000円ほど、それぞれ歳入予算に充てさせていただきます。おそれ入ります。2ページの歳出をごらんいただきたいと思います。上から議会費、総務費、民生費、衛生費のほかこの表のとおり、所要額を補正するものでございますけれども、今回の補正、歳出の補正につきましては、先ほども申し上げましたが本年4月1日の人事異動に伴う職員給与費の補正分が、消防費を除く全ての科目に含まれておりまして、具体には9ページの議会費、2のところに、総務費、1款総務管理費、2款企画費、3款徴税費のほか、等の下ほかですね、12ページをご覧くださいと思いますが、民生費、社会福祉費でございますが、こちらにつきましては、職員給与費のほか、先ほど、全員協で申し上げましたが、国民健康保険特別会計繰出金、さらには、老人福祉費における介護保険事業特別会計繰出金というふうな、この給与費の補正の絡めて、繰出金も絡めて対応していくということでございまして、最終的には19ページの教育費、1款、教育総務費から2款、社会教育費そして5項、保健体育費まで関係しておりましてこの後、別の議案でお諮りさせていただきます。特別会計の補正分と合わせまして、全体として職員給与費の中ではプラスマイナスゼロというふうな整理でございます。それでは、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、ただいま私が申し上げました職員関係費分を除いて、担当課から御説明申し上げます。よろしく願います。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは担当課から随時説明をしてまいります。ページのほうは事項別明細書17ページ18ページをお願いいたします。9款、消防費でございます。非常備消防運営事業、負担金補助及び交付金といたしまして44万円計上をさせていただいております。内容に関しましては消防団組織再編によります不要となった屯所の解体の補助金でございます。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

失礼いたします。それでは、健康福祉課のほうから予算の説明のほうをさせていただきます。ページは、まず11ページ、12ページのほうをご覧ください。社会福祉総務費の総務管理事業におきまして需用費として60万円ほど計上しております。あわせまして、1枚めくっていただきますと13ページ、14ページの、児童福祉において、児童扶養手当給付事業で、540万円ほど、扶助費のほうを計上させていただいております。こちら、二つにつきましては、新型コロナウイルス影響に伴います低所得の子育て世帯に対しまして、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための費用として、今回計上させていただきました。すいません。もう1度11ページ12ページに戻っていただきまして、老人福祉費、老人福祉管理事業におきまして、負担金補助及び交付金として、656万3,000円ほど今回計上しております。こちらにつきましては、町内の介護施設事業所からの申出におきまして、介護人材確保のために宿舍を設備されるにあたり、国の地域医療介護総合確保基金事業を使って、事業費の3分の1を事業者のほうに補助するための費用として今回計上させていただいてるものでございます。恐れ入ります、1枚めくっていただきまして、続きまして、4款の衛生費のほうでございます。疾病予防事業ということで、2,294万4,000円ほど今回計上しておりますが、そのうち、報償費、640万2,000円、さらには、委託料1,519万4,000円のうち、119万、失礼しました119万8,000円につきましては、先ほど全員協のほうでも、御説明をさせていただきました、新型コロナウイルス接種に伴います、高齢者等の優先事業ということで、町内の商品券を配布させていただくために必要となります費用のほうを計上しております。さらには、委託料、1,519万4,000円のうち、1,399万6,000円そして、1枚めくっていただきまして、15ページ16ページでございます。負担金補助及び交付金、134万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種の体制強化のため、コールセンターの回線増、さらには、病院におきます職員の時間外手当さらには、専従の職員の増に伴います負担金を、病院のほうにお渡しするために今回計上をさせていただいたものでございます。その下、住民検診事業ということで、委託料として、290万4,000円ほど、今回、継続させていただいておりますが、こちらにつきましては、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業ということで、様式の標準化にかかりますシステム改修として41万8,000円、そして、情報結果の連携システムを整備するためのシステム改修として、248万6,000円。合計いたしまして、290万4,000円ほど、システム改修のための委託料として今回計上させていただいております。なお、これにつきましては、様式の標準化については2分の1、そしてシステム、環境のシステム整備にかかるシステム改修については、3分の2の国庫補助がつくものでございます。健康福祉課からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。失礼します。ページの17、18ページをご覧ください。はい。土木費、橋梁施設改良事業の補正の説明をさせていただきます。委託料と工事請負費総額3,500万円を計上させていただいておりますが、国への要望をしていた額よりも、多くの交付金の内示をいただきました。そのため委託料1,320万円、工事請負費2,820万円の増額をお願いしております。建設課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今の18ページ、予算書の18ページで、この土木の橋梁点検のことでちょっと。ここに健全性診断と、別紙のね、2020年3月現在健全が166に、予防保全段階124、全部で323橋梁あるわけね。それの中で、その横に書いてあるんだが、3判定の橋梁については、修繕設計の終わった2橋のほか、維持修繕で健全度の回復を見込んでおり、2判定の優先度の高い順に設計工事を行っていきますとある。3はどうなったの。3、認定度3は、33橋もあるわけよね。修繕可能な橋もあるのかもわからんが、修繕不能な橋もあると思うんだけど、これについてはどうなってる。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。説明資料では今さっき、議員おっしゃられたように、2が124橋、3が33橋ございます。そのうち、2橋設計が33件のうち2橋設計が終わってるものがございます。今回、載させていただいておるのは、2判定のものになるんですが、先ほど全員協議会でも説明させていただいたように、順位等、総合的に判断

いたします、今の通行量だとか、優先重要施設だろうとか、優先的に判断をさせていただいて、順位をつけておるんですが、残りの3判定というものについては、維持修繕で年間維持の工事の維持修繕で対応可能な軽微なものなので、それはそれで対応させていただくということでこの補助事業のほうには計上しておりません。なので維持対応で出来ます。

○中本正廣議長

いいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

2点、お願いします。まず1点目はですね、新型コロナウイルスワクチン、ごめんなさい。新型コロナウイルスに関する関係ですが、今回の補正については、ワクチン接種にかかる補正が高齢者優先の事業、それから接種関係の人件費の関係ね、これ出ておりますが、大変タイムリーだなというふうに思います。特に、65歳以上の方の接種を促進させるという意味で、最終的には町内循環の経済活動へつながってくるという、これはいいですね。そこでね、庁内プロジェクトチームをつくられて日夜このコロナ対策については頭を痛めておられると思いますが、せっかくの補正ですから、6月補正の中でね、もう少し網羅的にメニューが出てきてもおかしくないんじゃないかなというふうに思いますけども、そういう意味で、今後、町独自のですね、様々な分野に対する支援の措置、国県も不透明な支援部分がありますけれども、そういったところは町長どういうふうにお考えですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まさにコロナ対策、町民の皆さんが大変不安に感じておられますし、関心をしていただいている施策、関心を寄せていただいている分野だと思っております。必要なことについてはしっかりとそれこそ網羅的に検討させていただきながら、必要なものは必要なタイミングで、ぜひまた提案をさせていただく、あるいは場合によっては審議をお願いをさせていただきたいと思っております。たちまちといいますと、これ既に昨年度の経済対策予算を確保させていただいておりますが、それによる、特にコロナ禍における、経済的にかなり厳しい状況に置かれている事業者の皆さんの支援をさせていただくということは、一般質問の中でも取上げさせていただきましたけれども、そういったことも含めてですね、とにかく議員御指摘のとおり、できる限り、タイムリーに対策を立てていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

かなり町内の様々な領域でね、分野で疲弊をしております。そういう中で、プロジェクトチームを中心にですね、そういう対応策を検討されて、機動的に、場合によってはですね、財調を取崩してでも、先行的にきっちりと町民のほうを支援していくという独自の施策をね、展開されることを期待しております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ございませんか。はい、大江委員。

○大江厚子議員

はい。健康福祉課の事業についてお伺いします。一つは、介護職員の宿舎施設整備に対する補助っていうのがありました。これは、特に外国人介護者の宿舎についてということだったんですが、この前の定例議会のときも、大変優秀な介護者が来て、介護にあたっておられるということを聞きましたが、差し支えなければどの施設事業者なのかということと、それからどれくらい外国人労働者が、介護者がおられるのかということと、それから、この事業自体は、外国人介護者じゃなくても、この事業の対象になるのかっていうことをお伺いします。それから、検診結果の情報連携システムの標準化、様式の標準化ということですけど、これは全自治体が、国のその設定する様式に、システム、内容が標準化される。だからそれぞれの自治体ごとの特色はもう何ていうんですかね、それぞれあると思うんですけど、もう、なくなって、ともかく標準化されるということなんですか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。2点の御質問をいただきました。介護人材の宿舎整備に伴います、国の基金を使った事業ですけれども、今、今回、町内にあります、介護施設において、こういった、国の基金を使った事業の取組を、まず、照会をかけまして、何か取組、やりたいことがあれば手を挙げてくださいということでお話をした結果、今回、町内、特別養護老人ホーム寿光園さんのほうから、介護人材の確保のために、宿舎の建設をしたいという具体的なお話をいただき、設計等もですね、書類等もそろって整えておられましたので、それに基づいて、申請を上げたものでございます。今現在、4名の方いらっしゃいますが、今回また改めて、また介護、外国の介護従事者の方を雇用するということでお話を聞いております。ただ、今、コロナ禍でもございますし、海外のほうからこちらへ、なかなか日本に入ってきてですね、研修を積んで、また町内のほうにいらっしゃるということ、今のところまだ出来てないんですけども、実際にいらしたときの宿泊先を整備するために、今回こういった事業に手を挙げられて、町のほうでも支援したく、基金を利用した事業のほうに手を挙げさせていただいたとでございます。今回の対象についてはですね、あくまでも介護人材の確保に伴う宿舎整備事業というのが、国のメニューにございますので、これについては、介護人材の確保促進という意味合いからも、特に外国の方の外国人を求めるためというだけではなくてですね、その施設の中でそういった、考え等お考えがあれば、いろいろとまた相談に乗ってくだされば、対応したいというふうに思っております。続きましてもう1点、健康福祉課のシステム改修の件でございますけれども、今回検診結果の様式に伴います標準化というのは、健康増進法に基づく介護増進事業者に対する健康診査の実施等に関する指針というのが、国のほうから出ました。この中で、検診結果等の電子化した情報について、例えば、検診を受けられた方が転居されたとき、転居されたときに、市町、市町村間で引き継がれる、その仕組みというものが一定程度その標準の様式であれば、それぞれ要は、情報がやりやすい、共有しやすいということもありまして、今回のシステム改修に取り組むということでございますが、市町独自云々というところが最終的にどこまで、統一化されるというのは、まだまだ未定な部分あるんですけども、基本的な項目、基本的な内容については、それぞれの市町、チェーン化してですね、内容に基づいた様式になるように、今回改修をするというふうに伺っております。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

数値についてはわかりました。それで、今の様式の標準化ですけど、結局だからその管理はもう国がするってことになるんですか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

この管理そのものを国が一元的にするという意味ではなくてあくまでも、市町、それぞれのあれの管理はあくまでも市町のほうで管理をさせていただくものです。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、14ページの疾病予防事業の報償費なんですが、65歳以上2,000円の商品券をと、いうのをもう一度目的等々について説明願いたい。それと、今回も基金を2,500万余り取崩す予算になっておりますが、昨日3番議員がお聞きされとった資金管理表で、3月の資金管理予定で3億7,000万取り崩す予定が今回ゼロになってると、その理由について、質問させていただきます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。失礼します。4番議員のほうから、新型コロナウイルスワクチンの高齢者優先接種のかかる、報償費について、御質問いただきました。今回あげさせていただいたのは、先ほど、全員協のほうでも説明をさせていただきましたように、町内の65歳以上に対します、優先接種を何とか7月末までに完了させるためにも、今回、希望される高齢者ということでもありますけれども、接種をされる方、されていない方も一応全員対象の方にですね、接種券、失礼しました、商品券等をお配りして、今回の交通費に少しでも役立てればと

いう思いと、さらには、今疲弊しております、町内の経済の循環に少しでも役立てばという二つの思いを持って、今回商品券等の配布のほうを、予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい。三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、今議員からのお尋ねの財政調整基金の関係でございますけど、今回お配りさせていただきました基金管理表、これは見込みって書いてありますけど決算の、まさにそのままの数字でございます。取崩し見込額がゼロというふうに、なっているということについて大きく三つ理由がございます。一つは、まず、2年前に皆さんに御説明申し上げましたが、普通交付税の錯誤分というものが発生しておったということについて、その所要分について、2年度分に、国からその錯誤分が、所要措置があったということで、そちらのほう約3億5,000万ぐらいだったと思いますけど、そちらのほうが入ってきた。さらには、今回新型コロナウイルスでのいろんな交付金がありましたけど、町内のいろんな、交流といいますかそのちょうど秋ぐらいから、そういうコロナ禍においても、いろんな人の交流について何とか町内へ、いろんな経済活性化、お金を落としていただけるような仕組みについて、特に、観光施設というものについてきちんと、改修なり整備やっていくときに、本来一般財源で組みを予定をしてるところを、そういうふうな特定財源に切替えて対応していった工夫をさせていただいたというところ。で3点目については、今日我々執行部のほうで、各課のほうで、事業費について、それぞれ節約できるところについては節約させていただいたということの中で、実際として財政調整基金については、取崩し見込みが、取崩し額はゼロになったということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい。基金については了解いたしました。報償費の2,000円について、一般財源を使ってまで65歳以上に限定するのではなく、今の理由、交通費と経済というのであれば、今後、接種される町民全体にそういった交付を考えてはどうかと思います。それで、交通費というのであれば接種しない方まで、交付する必要があるかどうか。ということと、現在65歳以上の予約はおそらくもう9割ぐらいいってるんだろーと思いますんで、そういった接種を勧奨するという意味では、この提案時期というのは、当初予算の時期にあったのではないかと思いますんで、もう一度この経済対策なり、ぜひ支援なりということであれば、組替えとかいうことも考えてもいいんじゃないかというふうに思います。要は、恐らくいろんな意味で、効果が薄いというふうに私は判断をさせていただきます。全国的に見てもたくさんこれやってるところもありますが、要は全町民対象とか今から接種を受ける人の勧奨とか、という意味合いも、強いと思いますんで、高齢者に限って全、全住民ですか高齢者のいう、的の絞り方というのは、少し一般財源を使ってやるというのはちょっと無駄ではないかというふうに思ってるところでございます。いうことを質問します。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて議員の御指摘いただきました。私なりに大変、ある意味判断の難しい問題でもございました。国のほうから、とにかくコロナのワクチン接種についての体制を進めるようにという中があり、また具体的には、当初の変異株を除いたところと言いますと高齢者がやはり1番、ある意味厳しい状況にあるのではないかという中で、65歳以上の高齢者については優先して、しかも具体的には7月末までに接種を終わるようにというようなことは、私にも東京のほうから直接御連絡あったというようなこともございました。そういう状況の中で我々、準備を進めていく、進めていきながらも、今回加えて、接種会場3会場に絞らせていただいたこともあってですね、当初から、特に65歳以上になりますと移動手段が限定される中で、どう、そういった方々により接種しやすい環境をつくるべきかというのは、当初から問題意識を持っておりました。そういった中で、最終的に車で移動される方ももちろんおられますけれども、本当に移動手段が確保出来ない方についてどう後押しするかという中で、一つには、より、公共交通機関を使いやすいようなことも含めてですね、今回の商品券ということ考えたわけでございますが、あわせて、一方で接種をする方あるいはまだ接種していない方だけに配るということについては、かえって急いで接種した方については、対応が分かれるのはどういう意味なのかとか、あるいは、接種をもともと希望されて

いない方を排除するという事は、これがかえって接種の同調圧力になるのではないかなという様な、懸念も我々感じたところでございます。そういったもろもろの状況がある中で、加えて、今現在の町内全体の経済状況、とりわけ緊急事態宣言が出たというタイミングもあったもんですから、もろもろ、そういった状況を含めて最終的に経済対策、さらには移動手段の確保、そういった施策全体を鑑みてですね、今回65歳以上を対象に、まずはこれまた、そうは言っても遅過ぎてしまうのも結果として施策に、タイムリーな施策という意味では問題があるというような状況の中でですね、判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい、65歳以上全員というのは今の町長の説明で、確かに、打ってないからもらえないということは違う要因を出す引き出す可能性がありますんで、理解をさせていただきました。要は一般財源を使って65歳以上だけにするのではなく、この前一般質問で言ったように、それじゃ今誰が1番町内で困ってるんか。要は、やっぱり事業者なり、子育てをしてる世帯、要は生理の貧困とかいろんな問題も町にあるかどうかかわかりませんが、そういったことをプロジェクトの中でもう少し、議論して、どういうところに町が支援をしていくことが1番重要なのかということを議論をされるべきだったんじゃないかと思います。町内の飲食業が中心ですが、やはり一般質問で言いましたように、コロナ禍以前からやはりお客さんの減で、休業寸前であったと。これをこれでコロナが追い打ちをかけた、このコロナが終息ごろには、その方々たちは資金繰りの困難さで閉店されるという可能性も高いと思いますんで、ここは町が何とか少しでも支援することによってその事業者の皆さんに、ほいじゃあ、もう一遍やってみようじゃないかというような元気づけを町長変わられたんですから、それを町民に明確に出すためにも、そういった施策をしていただきたいというふうに思います。先ほどの議員もありましたように今後国のほうも、コロナ対策の次の補正があるのか、次の経済対策に向けた、知事会が要望してたようでございますんで、また新たな補正予算を組んで対策ありますんで、今度、そういったものが来たときにどういった使い道にするのかいうのをようよう内部でいろんな意見を出し合って、工夫してもらったと思います。決して私、交付金をいろんな財源に活用するのは決して反対するほうではございません。それが割と好きなほうでしたから、その辺は分かるんですが、ぜひこの、今これ高齢者に600万であればやはり商業事業者の苦しいところに支援を、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。最低でも、次の補正予算等々には、そういったものを網羅していただきたい。先ほど9番議員もおっしゃいましたように、この6月補正に、コロナ対策の予算がこれだけというのは少し寂しいいうか、全県的に予算を見ても結構な予算を組んでるというのがありますので、県だけに任しておくんじゃないに、町内事業者は町が守るんだという姿勢を明確に打ち出していきたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから採決を行います。

議案第51号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第51号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第52号

日程第9. 議案第53号
日程第10. 議案第54号

○中本正廣議長

日程第8、議案第52号、令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第10、議案第54号、令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）までの3件についてを一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第52号、令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。このたびの補正は歳入歳出予算の総額に、それぞれ177万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、9億1,145万4,000円と定めるものでございます。事項別明細書3ページから9ページまでございますが、今回の補正は、職員給与費につきまして、令和3年4月1日付け人事異動に伴います組替え補正を行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。議案第53号、令和3年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算のそれぞれに、26万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,682万6,000円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、職員給与費について、人事異動に伴う配属先の会議科目の入替え、組替え等によるものでございます。なお、財源等につきましては、国、県、そして、介護保険料等充当させていただくものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

はい。栗栖病院事務長。

○栗栖香織安芸太田病院事務長

はい。失礼いたします。議案第54号、令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、町からの依頼に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種体制強化を図るためです。第2条により、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ134万8,000円補正するとし、合計19億6,804万1千円と定めるものでございます。第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費、第8条中、（1）の職員給与費を、134万8,000円補正するとし、計11億8,332万8,000円とするものです。第4条につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、134万8,000円を町の一般会計から病院事業に交付を受けるものでございます。1枚めくっていただきまして、次の1ページについては説明資料となります。実施計画についての御説明申し上げます。3条予算、収益的収入及び支出の欄、収入につきましては一般会計からの繰入補助金として134万8,000円を計上し、さらに支出にいきまして、医業費用の給与費について予算計上をしているものです。もう1枚めくっていただきまして、2ページでございます。給与費明細書の総括表、給与費の報酬欄と、手当欄への補正金額を示しております。下の段は、職員手当の内訳となっております。そして、お隣の3ページ、アとしまして、会計年度任用職員以外の職員の明細書、もう1ページおめくりいただきまして、4ページ目は、イとしまして、会計年度任用職員の給与費明細書となります。最後、5ページ、A4横になりますが、収益的収入及び支出で、個別の明細でございます。右下の部分の欄、給与費として外来看護師等の時間外手当と専任看護師の報酬をそれぞれ計上しております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。矢立議員。

○矢立孝彦議員

議案第54号についてね。今回の補正については、ウイルスの接種体制の強化費でございますけども、現場においてですね、かなりいろいろ努力をされておることについてはもう、ほんとに頭が下がる思いで

すが、せっかくの機会ですから、管理者さんのほうからですね、今後またこの接種の関係についてはいろいろ、続いてきますけれども、今回の補正にかかわらずですね。現場においての課題というものはどういうふうにとらえておられますか。

○中本正廣議長

はい、平林病院管理者。

○平林直樹安芸太田病院事業管理者

ただいま矢立委員から非常に心温まる質問いただきましてありがとうございます。現場ではですね、実は看護師がいっぱいいるんじゃないかというふうに皆さん思われてるかもしれませんが、病棟の看護師はですね実は外来業務出来ないことに、なっております配置定数の上ですね。そして外来の看護師は今現在、外来、午後診もありますがそれ以外に救急の患者に対応する、あるいは往診に対応する、あるいは手術の手洗い看護婦というか、手術を応援するというか、手術に参加するって、そういう業務がありまして、このぎりぎりですべてしております。その中で、今般、このコロナワクチンという、余分といえば余分な業務が発生してるわけですし、かなり苦しい中で、外来の看護師からですね、やはりお昼御飯も食べれない、なので今、月曜日から金曜日まで連日午後ワクチン接種してるわけですが、それを1日2日は止めてですね、むしろ土曜日に出てくるほうがいいんじゃないかっていうような、そういうちょっと、かなり本当に苦しいんだなというような意見をいただきましたので、これはぜひ毎日はやりたいんだけど、外来の看護師の業務負担を何とか軽減したいということで、事務長、かなり頑張ってもらって、町内で現在医療機関に所属しておられない看護師さんに実は来ていただくことになっております。それで5日間ということですが、そこは今2人でカバーしていただいております。それに加えてですね、院内の中でも体制を少し看護師業務でなくてもというのが、看護師さんじゃなくても今、ほかの職種でもカバーできるのではないかと、ということで、外来の看護師が今やっておりましたところを、例えばですねリハビリの職員、あるいは検査科の職員、あるいは放射線の技師等が、今後、まだ今、完全にシフトはしてませんが、そういう人たちも頑張ってもらって病院全体でとにかくこの難局を乗り越えていこうと、申しますのは、65歳の後、実は64歳の方がずっとまだまだ続くということがありますので、65歳が7月末までに終わったら一段落というわけではなくて、実はこの業務が延々と今の予定だと11月末ぐらい、菅総理言われてますが、そこまではどうも安芸太田町でも続きそうですので、その中で、職員の疲弊を何とか食い止めたいということで、病院全体でやろうということに今一致しております。そして先般町長のほうから言われましたが、土曜日にですね、介護施設等の職員については、土曜日に別枠でやろうということを計画しております。そしてこれについてはですね、病院事業として実は戸河内診療所の渡辺先生と看護師さんにも、安芸太田病院ではなくて、これは土曜日はあんしんの中の一部とそれから病院の中の大会議室を使って、これは集合接種というか、それをやろうということになっておりますので、渡辺先生と看護師さんにも協力していただいて、病院事業としてこれは的確にですね、皆さんの期待に応えるようにやりたいということを今決めております。そこまでしかまだ決まっております。もう恐らくこの64歳、若い人になるとですね、どうして週末開けてくれないのだっていうようなことが今後、想定されるわけですが、取りあえずはですね現状できることは土曜日はまず、最初からオープンということは、ちょっと難しい、現状では難しいということ、御理解いただきながら予約の枠をつくっていくということを今考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。矢立議員。

○矢立孝彦議員

現場、病院事業のですね、従事者の代表としての御苦労がですね、お伺いをさせていただいたわけですが、いろいろ目に見えない課題がですね、あろうと思います。それから、今管理者のほうからもございましたけれども、今後、様々な接種の機会がですね、増えてくると。しかも、これまでの、接種の経過から変化が出たような臨機応変ですね、対応せざるを得ないというような面が出てくると思います。私個人的には、この今回の補正についてはですね、もう少しボリュームがあるのかなというふうには思っておりますけれども、病院事業のほうから、設置者のほうへ予算要求しても削られたのか、あるいは、要求自体がなかったのか、そこは定かでありませんが、いずれにしてもですね、幸い今現在、クラスターが発生はしていませんですね。そういう意味で、入院患者の皆さん、あるいは通院の皆さん、医療従事者の方、とりわけ医師の先生のほうでですね、そういう事態に陥るということではないようにですね、十分設

置者のほうでフォローをいただきたいというふうに思いますけども、設置者、町長としてはいかがですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてワクチン接種体制について、御指摘をいただきました。今病院管理者のほうから御説明させていただいたとおり、現場で大変な御苦勞をいただいて実は進めていただいております。本当そういった意味では、現場の御苦勞に、改めて、本当頭が下がる思いでございますし、そういう思いを持ちながらも引き続き御無理をお願いしなければならない立場でございます。できるところはしっかりと、また対応させていただければなというふうに思っているところでございます。加えて、あえて申し上げますと、本町改めてこういう公立病院があるからこそですね、今回のような危機にも、ある意味無理を言っていただきながら対応していただける。私自身は行政全般について、行財政改革を進めなければならない立場ではございますけれども、いざこういう危機があった場合には、やはりある意味その行財政のほうに余裕がなければ対応出来ないということも改めて感じてるところでございます。結局はその間をいかにバランスをうまくとりながらですね、行財政改革を進めていきながらも、危機があるときには対応していく、その本当に難しいバランスをとりながら、仕事をしていかなければならないということを今回の業務を通じながら感じているところでございます。とは言いながらも、まずあの、今回のコロナ禍をいかに対応していくか、もう必要なものについては改めて財政措置もとっていく、そのために議会にも改めてお諮りをしていきたいと思っておりますが、我々としては、引き続き、万全の体制をとりながら、町民の安全安心を確保するために、引き続き努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。ありがとうございます。

○中本正廣議長

はい。矢立議員。

○矢立孝彦議員

今、設置者の町長のほうからですね、いみじくもありましたけれども、診療所、町立病院がですね、本町の中にあるという安心感というのはですね、非常に今改めて、住民のほうもですね、認識をしておられるようでございますし、ゆめゆめ従事者さん等々のですね、テンションが下らんように、ここはひとつ、緊急事態でありますので、執行部のほうでも網羅的にですね、支援をしてほしいというふうに強く指摘要請をしておきます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 52 号から 54 号までを別々に行います。

議案第 52 号、令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 52 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 52 号、令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

議案第 53 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立より採決します。議案第 53 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 53 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

議案第 54 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 54 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 54 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決しました。

日程第11. 発議第2号

○中本正廣議長

日程第 11、発議第 2 号、安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、11 番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第 2 号。安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について。安芸太田町議会会議規則第 17 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出をする。令和 3 年 6 月 4 日、提出者安芸太田町議会副議長佐々木美知夫。賛成者、総務常任委員長、末田健治。産業建設常任委員長、津田宏。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、会議規則の改正が必要となったため、本案を提案するものである。改正の内容は、議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するにあたっての、諸要因に配慮するため、育児介護など議会への欠席等の事由の整備を行い、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定する。また、請願者の利便性の向上を図る。議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改める。以上、安芸太田町議会会議規則の一部改正案を提出するものである。規則案の内容は紙面の裏側をごらんください。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議 2 号、安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出についてを起立に採決します。発議第 2 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第 2 号、安芸太田町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出については、原案のとおり決定しました。

日程第12. 陳情第8号

日程第13. 発委第1号

○中本正廣議長

日程第 12、陳情第 8 号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める要望について及び日程第 13、発委第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める意見の意見書の提出についての 2 件を一括議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

はい。末田総務常任委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

はい。委員会の審査報告をいたします。令和3年6月11日、安芸太田町議会議長、中本正廣様、総務常任委員会委員長、末田健治。本委員会に付託された陳情を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。件名は陳情8号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める要望、提出者、被爆者7団体。陳情の要旨、核兵器禁止条約は令和3年1月22日に発行された。しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため条約の実効性が疑問視されている。核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるために1から4の項目についての審議を重ねる。以上、陳情を採択し、関係機関への意見書を提出する。審査結果については先ほど言いましたように採択といたします。

それでは続いて、発委第1号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める意見書の提出について、安芸太田町議会会議規則第14条2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和3年6月11日、提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長 中本正廣様。提案理由、核兵器禁止条約は令和3年1月22日に発効された。しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されている。各軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるため、1、衆参両院で条約についての真摯な審議を重ねる。2、衆参両院として、政府に対し、条約への参加、署名批准を要請する。3、被爆国の首相として、条約の趣旨に賛同し、参加を目指す意思を表明する。4、政府は当面、条約締結国会議に参加し、核保有国との橋渡し策を提示する。以上のことについて意見書を提出しようとするものであります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上であります。なお、意見書案については、別紙のとおりとしております。読み上げは省略をいたします。以上です。

○中本正廣議長

以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これから陳情第8号、日本政府に核兵器禁止条約への署名基準を求める要望について、及び、発委第1号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める意見書の提出についての2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は、陳情第8号を採択し、発委第1号により意見書を提出しようとするものです。陳情第8号及び発委第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情8号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める要望について及び発委第1号、日本政府に核兵器禁止条約への署名批准を求める意見書の提出についての2件は委員長の報告どおり陳情書を採択して意見書を提出することに決定いたしました。

日程第14. 閉会中の継続審査について

○中本正廣議長

日程第14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長、委員会委員長から、陳情第9号について、閉会中の継続審査をしたいとの申出があります。お諮りします。陳情第9号について、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情9号については、閉会中の継続審査とすることに決定しまし

た。

日程第15. 閉会中の継続調査について

○中本正廣議長

日程第 15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで閉会にあたって、町長からの発言の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和 3 年第 3 回定例会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なる御審議をいただき、また令和 3 年度補正予算並びに、関係議案を可決いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務執行に遂行にあたって、特に念頭に置いて対応してまいります。現在は、新型コロナウイルスの蔓延による緊急事態宣言の真ただ中ということもあり、多くの町民が不安を感じておられることと思います。議員各位からも御指摘ありましたように、コロナウイルスのワクチン接種については、希望者に対して速やかに接種いただけるように引き続き力を尽くしてまいりますとともに、コロナによる、様々な町内への影響についてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。町議会選挙後初の定例会となりましたが、地方自治において議会と行政は車の両輪に例えられます。立場や考え方はそれぞれ違いがあっても、町をよくしていきたいという思いは一緒と受け止めさせていただきながら、引き続き厳しく、またたまには温かく御指導いただきますようお願いをして、今次定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和 3 年第 3 回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

閉会 午後 0 時 0 1 分
